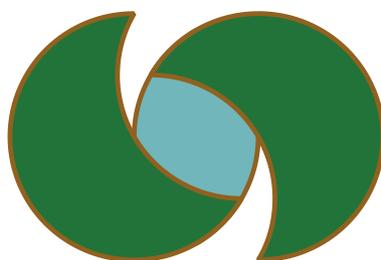


# 新型インフルエンザ等対策行動計画



長野県池田町  
令和2年8月修正

## 目 次

第1	計画の基本事項	.....	-2-
1	作成の趣旨	.....	-2-
2	これまでの町計画作成の経過	.....	-2-
3	内容・位置付け	.....	-2-
4	対象とする疾患	.....	-2-
5	見直し	.....	-2-
第2	新型インフルエンザ等対策の基本方針	.....	-3-
1	新型インフルエンザ等の特徴	.....	-3-
2	対策の目的と戦略	.....	-3-
3	発生段階の取扱い	.....	-3-
4	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	.....	-4-
5	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	.....	-5-
6	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	.....	-6-
7	対策推進のための役割	.....	-6-
8	行動計画の主要7分野	.....	-7-
第3	各段階における対策	.....	-12-
1	未発生期	.....	-12-
2	海外発生期	.....	-14-
3	国内発生早期（県内未発生期）	.....	-16-
4	県内発生早期	.....	-19-
5	県内感染期	.....	-22-
6	小康期	.....	-25-
	用語解説	.....	-28-

# 第1 計画の基本事項

## 1. 作成の趣旨

新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が、平成25年4月13日に施行された。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）を基に、池田町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町計画」という。）を定める。

## 2. これまでの町計画作成の経過

- (1) 池田町新型インフルエンザ対策行動計画（平成21年4月策定）
- (2) 池田町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年12月策定）
- (3) 池田町新型インフルエンザ対策行動計画修正（平成27年3月策定）

## 3. 内容・位置付け

- ・特措法第8条に基づき、池田町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府計画」という。）及び県計画に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示す。
- ・町計画は、県計画に定めのあるもの及び県と連携して行う対策等については、県計画を参照することとし、町が主体となって取り組む対策について記載するものとする。

## 4. 対象とする疾患

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## 5. 見直し

- ・新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。
- ・また、政府行動計画及び県計画の見直しがあった場合には、適時適切に変更を行う。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1. 新型インフルエンザ等の特徴

#### (1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ・また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、県内への侵入も避けられないと考えられる。

#### (2) 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

- ・長期的には多くの町民が患する。
- ・患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- ・病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

したがって、本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

### 2. 対策の目的と戦略

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。
- ・新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であることを前提として対策を策定する。

#### (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・町内での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び町民生活・町民経済の安定に関係する業務の維持を図る。

### 3. 発生段階の取扱い

#### (1) 考え方

- ・新型インフルエンザ等対策は、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。
- ・各発生段階は、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、「海外発生期」県内では発生していないが国内で発生が始まった「国内発生早期」、県内での発生が始まった「県内発生早期」、県内での流行が始まった「県内感染期」、県内での流行が収まった「小康期」の6つに分類する（政府行動計画では5つに分類している）。
- ・各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。

- ・国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府新型インフルエンザ等対策本部において決定される。
- ・地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における県内発生早期及び県内感染期への移行は、長野県新型インフルエンザ等対策委員会における検討状況を十分に尊重し、国との協議により県が判断する。
- ・町は、県からの発生段階移行の通知を受け次第、速やかにその段階に応じた対応を実施する。

## （２）発生段階

発生段階（国）	発生段階（県）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 4. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

### （１）柔軟な対応

- ・対策の内容は、発生段階のほかに、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が出されているかどうかによっても変化する。
- ・一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負う。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。
- ・また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。県としては、その内容に基づき、県が実施すべき対策を決定する。町はその対策に応じた対応を実施する。
- ・国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切

り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。県としては、その内容に基づき、県が実施すべき対策の見直しを行う。町はその対策に応じた対応を実施する。

## **(2) 発生段階に応じた対応**

### **ア. 未発生期**

- ・水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

### **イ. 海外発生期**

- ・直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせるとともに、早期に患者を発見する体制を敷く。

### **ウ. 国内発生早期、県内発生早期（町内発生早期）**

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
- ・県が行う患者の入院措置や治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。
- ・また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

### **エ. 県内感染期（町内感染期）**

- ・国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

## **(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策**

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

## **(4) 町民の感染拡大防止策**

- ・事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行う。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策をする。
- ・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策が重要である。

## **5. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点（●県計画「第2の5」を参照）**

### **(1) 国、県等との連携協力**

### **(2) 基本的人権の尊重**

- (3) 弾力的な措置
- (4) 関係機関相互の連携協力の確保
- (5) 記録の作成・保存

## 6. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 町の感染規模の想定

- ・現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いて、当町の状況を想定した。

池田町推計		
医療機関の受診患者数	約1,000人（同10.2%）～約1,900人（人口比19.5%）	
重症度	中等度（人口比）	重度（人口比）
入院患者数	上限約40人（人口比0.4%）	上限約160人（人口比1.6%）
死亡者数	上限約10人（人口比0.1%）	上限約50人（人口比0.5%）
1日あたりの 最大入院患者数	10人（0.1%） 流行発生から5週目	30人（0.3%） 流行発生から5週目

\* 令和2年4月1日現在の住民基本台帳登録人口9,757人より推計

### (参考) 長野県におけるインフルエンザ (A/H1N1) 2009の状況

- ・医療機関を受診した患者数：約44万人・入院患者数：559人・死亡者数：5人

### (2) 社会への影響に関する想定

- ・町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次患する。
- ・罹(り)患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤。
- ・り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 7. 対策推進のための役割

### (1) 国及び県の役割 ●県計画「第2の7(1)(2)」を参照

### (2) 町の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、町内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### (3) 町民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、

咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めるとともに、発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

#### **(4) 医療機関の役割**

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ・ 発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ・ 発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

#### **(5) 一般の事業者の役割**

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある、新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### **(6) 指定公共機関及び登録事業者の役割 ● 県計画「第2の7(5)(6)」を参照**

## **8. 行動計画の主要7分野**

- ・ 新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の7分野に分けて計画を立案している。対策については、県計画を基に発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおり。

### **(1) 実施体制**

#### **ア. 全庁的、全町的な取組**

- ・ 全町的な危機管理の問題として取り組むとともに、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生する前において、「新型インフルエンザ等対策本部会議」（以下「対策本部会議」という。）の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部課等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進するとともに、医療機関をはじめ、町内事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

#### **イ. 池田町新型インフルエンザ等対策本部（対策本部）**

- ・ 政府新型インフルエンザ等対策本部が設置された時には、直ちに、池田町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害を防止及び社会機能維持を図る。
- ・ 政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には、特措法に基づき必要な措置を講じる。

## ①構成

役 職	所 属
本部長	町長
副本部長	副町長 教育長 議会議長
構成員	総務課長 企画政策課長 住民課長 健康福祉課長 産業振興課長 建設水道課長 会計課長 学校保育課長 生涯学習課長 議会事務局長 池田町社会福祉協議会事務局長 北アルプス医療センターあづみ病院長 池田町医師連絡懇談会長 北アルプス広域南部消防署長 池田町交番所長 自治会協議会長 消防団長

## ②事務局

事務局	健康福祉課健康増進係
	総務課危機管理対策室

## ③所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・ 町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 町内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・ 県内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

### ウ. 有識者からの意見聴取

- ・ 幅広い分野にまたがる専門的知見を踏まえた新型インフルエンザ等対策を進めるため、医学・公衆衛生・町民経済等を含む幅広い分野の専門家等から行動計画の作成等や発生時における対応等に関して意見を聴く。

## (2) サーベイランス・情報収集 ●詳細は県計画「第2の8(2)」を参照

### ア. 考え方

- ・ 新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- ・ 新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

### イ. 各発生段階でのサーベイランス・情報収集

- ・ 町は、県等と連携して各発生段階で必要な情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### ウ. 活用

- ・ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用する。
- ・ 地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報

や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

### **(3) 情報提供・共有**

#### **ア. 目的**

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した時に町民が正しく行動できるよう、新型インフルエンザ等に関する情報の周知を図る。
- ・ 個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要であり、新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。

#### **イ. 情報提供手段の確保**

- ・ 町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### **ウ. 発生前における町民等への情報提供**

- ・ 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。
- ・ 学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

#### **エ. 発生時における町民等への情報提供及び共有**

##### **①発生時の情報提供**

- ・ 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ・ テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報保護と公益性に十分配慮して情報を提供するとともに、誤った情報が出た場合、風評被害等を考慮し、打ち消す情報を速やかに発信する。
- ・ 媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を活用する。

##### **②町民の情報収集の利便性向上**

- ・ 関係省庁の情報、県や町の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

#### **オ. 情報提供体制**

- ・ 提供する情報を集約して一元的に発信するため、情報広報担当部門を設置する。
- ・ 常に発信した情報に対する受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

### **(4) 予防・まん延防止 ●詳細は県計画「第2の8(4)」を参照**

#### **ア. 考え方**

- ・ 本章「1. 対策の目的と戦略」(1)を参照
- ・ 個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせ行う。
- ・ まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の

病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

## イ. 主なまん延防止対策

### (ア) 個人における対策

- ・ 県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

### (イ) 地域・職場における対策

- ・ 県（町）内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・ 県等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う取組等に適宜、協力する。

## (5) 予防接種

ア. ワクチン ●県計画「第2の8(5)」を参照

イ. 特定接種 ●県計画「第2の8(5)」を参照

ウ. 住民接種

### (ア) 種類

#### a. 臨時の予防接種

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

#### b. 新臨時接種

- ・ 緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

### (イ) 対象者の区分

- ・ 以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

#### a. 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・ 基礎疾患を有する者
- ・ 妊婦

#### b. 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

#### c. 成人・若年者

#### d. 高齢者：重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

### (ウ) 接種順位の考え方

- ・ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点

を置いた考え方等複数の考え方があり、国により決定される。

	成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定	高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定	小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者の順	①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者の順	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順
我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者の順	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者の順	
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者の順	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順	

## (エ) 接種体制

- ・池田町が実施主体となり、原則として、集団接種とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

## エ. 留意点

- ・特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

## オ. 医療関係者に対する要請

- ・予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

## (6) 医療

**ア. 県の医療対策への協力** 県計画「第2の8(6)」を参照

**イ. 在宅療養患者への支援** 県計画「第2の8(6)」を参照

## (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

- ・新型インフルエンザ等発生時に、町民生活や町民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。
- ・また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

## 第3 各段階における対策

発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要7分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、町行動計画実施手順等に定めることとする。

### 1. 未発生期

#### (1) 概要

##### ア. 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生しておらず、また、海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人から人への持続的な感染がみられていない状況。

##### イ. 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行うとともに、国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

##### ウ. 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進しつつ、国、県、国際機関等より積極的に情報収集等を行うとともに、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (2) 実施体制

##### ア. 町行動計画の作成

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務計画等を作成し必要に応じて見直す。

##### イ. 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・ 「池田町新型インフルエンザ等対策本部会議」の枠組み等を通じ、発生時に備えた「行動計画実施手順及び業務継続計画【新型インフルエンザ等感染症編】」を作成する。
- ・ 県、関係機関、指定地方公共機関等と相互に連携し、発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

#### (3) サーベイランス・情報収集

- ・ 県計画に準じて県の情報収集及び取り組みに協力する。

#### (4) 情報提供・共有

##### ア. 継続的な情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町ホームページ等を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

## イ. 体制整備等

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報担当班がこれにあたる。
- ・ 担当者間が、緊急に情報を提供できる体制を構築するとともに、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・ 発生時に備え、町民相談窓口を設置する準備を行う。

## (5) 予防・まん延防止

### ア. 個人における対策の普及

- ・ 町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の、基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

### イ. 地域対策・職場対策の周知

- ・ 上記個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行うとともに、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

### ウ. 衛生資器材等の供給体制の整備

- ・ 町は、国・県の仕組みを活用して、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握するよう努める。

## (6) 予防接種

### ア. ワクチンの生産等に関する情報の収集及び特定接種基準に該当する事業者の登録

- ・ 国が実施する登録事業者の登録業務及び登録事業者の登録申請について、必要に応じて協力する。

#### ●県計画「第3の1(6)」を参照

### イ. 接種体制の構築

#### (ア) 特定接種

- ・ 特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。
- ・ 国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

#### (イ) 住民接種

- ・ 特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町の区域内に居住する全ての者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。
- ・ 国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に接種することができるよう、医師会、事業者、学

校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

#### ウ. 情報提供

- ・ 県等と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報を積極的に提供する。

### (7) 医療 ●県計画「第3の1(7)」を参照

- ・ 県等からの要請に応じ、以下の県計画に定めのある県が行う医療対策の取組等に適宜協力する。

#### ア. 地域医療体制の整備

##### イ. 県内感染期に備えた医療の確保

##### ウ. 研修等

##### エ. 医療資器材の整備

##### オ. 検査体制の整備

##### カ. 医療機関等への情報提供体制の整備

##### キ. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

##### ク. 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

### (8) 町民生活及び町民経済の安定の確保 ●県計画「第3の1(8)」を参照

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等するとともに、県等からの要請に応じ、以下の県計画に定めのある県が行う取組等に適宜、協力する。

#### ア. 指定地方公共団体の業務計画等の作成支援

##### イ. 物資供給の要請等

##### ウ. 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

##### エ. 火葬能力等の把握

##### オ. 物資及び資材の備蓄等

## 2. 海外発生期

### (1) 概要

#### ア. 状態

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生したが、国内では患者が発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

#### イ. 目的

- ・ 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努めるとともに、県内発生に備えて体制の整備を行う。

#### ウ. 対策の考え方

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・ 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・ 町内発生した場合に早期に発見できるよう町内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。

- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- ・町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

## **(2) 実施体制**

### **ア. 体制強化等**

- ・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、知事を本部長とする県対策本部及び地域振興局長を地方部長とする地方部を設置した場合には、町長を本部長とする対策本部を設置し、国・県が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備をする。
- ・基本的対処方針を、県と連携して医療機関、事業者、町民に広く周知する。また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、方針を変更した場合も同様に周知する。

### **イ. 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合**

- ・り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

## **(3) サーベイランス・情報収集 ●県計画「第3の2(3)」**

- ・県内サーベイランスの強化に伴い、引き続き県計画に準じて県の情報収集及び取組み等に協力する。

## **(4) 情報提供・共有**

### **ア. 情報提供**

- ・町民に対し、海外での発生状況、現在の対策、今後必要となる対策等について、マスメディアや関係機関のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・対策本部における広報担当班を設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

### **イ. 情報共有**

- ・国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

### **ウ. 相談窓口の設置**

- ・県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、町民からの問い合わせに対応できる相談窓口を福祉課に設置し、適切な情報提供に努める。

## **(5) 予防・まん延防止**

### **ア. 感染症危険情報の発出等**

- ・国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。
- ・国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請につい

て、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

## **(6) 予防接種 ●県計画「第3の2(6)」を参照**

### **ア. ワクチンの生産等に関する情報の収集及びワクチンの供給**

#### **イ. 接種体制**

##### **(ア) 特定接種**

- ・町は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。
- ・町は、県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### **(イ) 住民接種**

- ・町は、県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、「第2新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

#### **ウ. 情報提供**

- ・町は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

## **(7) 医療 ●県計画「第3の2(7)」を参照**

- ・県等と連携して、以下の県対策に係る情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### **ア. 新型インフルエンザ等の症例定義**

#### **イ. 医療体制の整備**

#### **ウ. 帰国者・接触者相談センターの設置**

#### **エ. 医療機関等への情報提供**

#### **オ. 検査体制の整備**

#### **カ. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等**

## **(8) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

### **ア. 事業者の対応**

- ・県では、国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者にも周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### **イ. 遺体の火葬・安置**

- ・町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## **3. 国内発生早期（県内未発生期）**

### **(1) 概要**

#### **ア. 状態**

- ・国内のいずれかの都道府県（長野県を除く）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

- ・国内でも、発生都道府県によって状況が異なる可能性がある。

## イ. 目的

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努めるとともに、県内発生に備えて体制の整備を行う。

## ウ. 対策の考え方

- ・町内発生した場合に早期に発見できるよう町内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は速やかに実施する。

## (2) 実施体制

### ア. 実施体制

- ・海外発生期（2）の体制強化に準ずるほか、以下の体制を整える。
- ・国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。

### イ. 緊急事態宣言

- ・国が新型インフルエンザ等の状況により、長野県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県計画及び町計画に基づき必要な対策を実施する。

#### <補足>

- ・緊急事態宣言においては、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

### ウ. 町対策本部の設置

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

## (3) サーベイランス・情報収集 ○県計画「第3の3(3)」を参照

- ・県内サーベイランスの強化に伴い、引き続き県計画に準じて県の情報収集及び取組み等に協力する。

## (4) 情報提供・共有

### ア. 情報提供

- ・海外発生期の対策に準じ、以下の対応を加える。
- ・県等と連携して、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、

どのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

#### イ. 情報共有

- ・海外発生期に準ずる。

#### ウ. 相談窓口の体制充実・強化

- ・国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。
- ・町は、県の要請を受けて、相談窓口体制の充実・強化を図る。

### (5) 予防・まん延防止

#### ア. 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

### (6) 予防接種

#### ア. ワクチンの供給 ●県計画「第3の3(6)」を参照

#### イ. 特定接種

- ・県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員のうち対象者に、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### ウ. 住民接種

- ・県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・国、県の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、住民接種に関する情報提供を開始するとともに、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、「町計画第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

#### エ. モニタリング

- ・ワクチン接種の終了段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

### (7) 医療 ●県計画「第3章3項(7)」を参照

- ・県等と連携して、以下の県対策に係る情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### ア. 医療体制の整備

#### イ. 医療機関等への情報提供

#### ウ. PCR検査等の確認検査

## エ. 抗インフルエンザウイルス薬

### オ. 医療機関・薬局における警戒活動

## (8) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア. 事業者の対応

- ・ 県等からの要請に応じ、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する県の取組等に適宜、協力する。

### イ. 町民・事業者への呼びかけ

- ・ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・ 県等からの要請に応じ、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する県の取組等に適宜、協力する。

## 4. 県内発生早期

### (1) 概要

#### ア. 状態

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### イ. 目的

- ・ 県内での感染拡大をできる限り抑えるとともに、拡大に備えた体制整備を行う。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。

#### ウ. 対策の考え方

- ・ 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・ 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### (2) 実施体制

#### ア. 実施体制

- ・ 国内発生早期の体制に準ずる。

#### イ. 政府現地対策本部の設置

- ・ 町は、国が長野県を支援するため新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、県等と連携してその取組等に適宜、協力する。

#### ウ. 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・国内発生早期の体制に準ずる。

### (3) サーベイランス・情報収集

- 県計画「第3の4(3)」を参照

### (4) 情報提供・共有

- ・国内発生早期の対応に準ずる。

### (5) 予防・まん延防止

#### ア. 県内での感染拡大防止策

- ・県等からの要請に応じ、県が国と連携し、感染症法に基づき、保健福祉事務所において、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う取組等に適宜、協力する。

#### イ. 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・国内発生早期の対応に準ずる。

#### ウ. 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(ア)住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。（特措法第45条第1項）対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。

(イ)学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。また、要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（特措法第45条第2項及び第3項）

(ウ)学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。  
また要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（特措法第24条第9項並びに第45条第2項及び第3項）

(エ)町は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が地域における重点的な感染拡大防止策の実施することとした場合には、県、国等からの要請に応じ、その取組等に協力する。

### (6) 予防接種

- ・国内発生早期の対応に準ずる。

- ・緊急事態宣言がされている場合の措置

町民に対する予防接種は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づ

き、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## **(7) 医療 ●県計画「第3の4(7)」を参照**

- ・ 県等と連携して、以下の県対策に係る情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### **ア. 医療体制の整備**

#### **イ. 患者への対応**

#### **ウ. 医療機関等への情報提供**

#### **エ. 抗インフルエンザウイルス薬**

#### **オ. 医療機関・薬局における警戒活動**

- ・ 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- カ. 緊急事態宣言がされている場合の措置
- ・ 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、上記の対策に加え、必要に応じ、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## **(8) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

### **ア. 町民及び事業者への対応及び呼びかけ**

- ・ 国内発生早期の対応に準ずる。

### **イ. 緊急事態宣言がされている場合の措置**

#### **(ア) 電気及び水の安定供給**

- ・ 指定公共機関に指定された電気事業者は、業務計画で定めるところにより、電気の供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、町、指定公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### **(イ) 運送・通信・郵便の確保**

- ・ 指定地方公共機関に指定された運送事業者は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 指定公共機関に指定された電気通信事業者は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・ 指定公共機関に指定された郵政事業を営む者及び一般信書便事業者は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

#### **(ウ) サービス水準に係る町民への呼びかけ**

- ・ 県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

### (エ)生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県等と連携し、町民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

### (オ)その他

- ・ 以下の県が行う対応等については県計画「第3の4(8)」を参照
  - 指定地方公共機関等事業者の対応等
  - 緊急物資の運送等
  - 犯罪の予防・取締り
  - ガスの安定供給

## 5. 県内感染期

### (1) 概要

#### ア. 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

#### イ. 目的

- ・ 医療体制を維持するとともに、健康被害を最小限に抑える。
- ・ 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

#### ウ. 対策の考え方

- ・ 対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数、受診患者数を抑え、医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (2) 実施体制

#### ア. 県内感染期移行の判断

- ・ 県等と連携して、県内感染期に移行したと判断するに足る情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

#### イ. 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく長野県知事による代行、応援等の措置の活用を行う。

### (3) サーベイランス・情報収集

- ・ 県等と連携して県計画記載の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### ●サーベイランス

◇全国での患者数が数百人程度に増加した段階で、地域感染期にある都道府県における新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止すると国の方針を受け、県内の新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。

◇学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

- 調査研究：国から提供される新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究や分析の結果を迅速に把握する。

### (4) 情報提供・共有

- ・ 国内発生早期の対応に準ずる。

### (5) 予防・まん延防止

#### ア. 感染拡大防止策

- ・ 県内発生早期の対策に準ずる。

#### イ. 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて県内発生早期記載の措置を講ずる。

### (6) 予防接種

#### ア. 緊急事態宣言がされていない場合

- ・ 国内発生早期の対応に準ずる。

#### イ. 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

### (7) 医療 ●県計画「第3の5(7)」を参照

- ・ 県等と連携して、以下の県対策に係る情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### ア. 患者への対応等

##### イ. 医療機関等への情報提供

##### ウ. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

##### エ. 在宅で療養する患者への支援

- ・ 町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

##### オ. 医療機関・薬局における警戒活動

##### カ. 緊急事態宣言がされている場合の措置

###### (ア) 医療等の確保

- ・ 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

### (イ) 医療機関不足への対応

- ・町は、国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## (8) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア. 事業者の対応

- ・国内発生早期の対応に準ずる。

### イ. 町民・事業者への呼びかけ

- ・国内発生早期の対応に準ずる。

### ウ. 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### (ア) 業務の継続等 ● 県計画「第3の5(8)ウ」を参照

#### (イ) 電気及び水の安定供給

- ・県内発生早期の記載を参照する。

#### (ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ・県内発生早期の記載を参照する。

#### (エ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・県内発生早期の措置に準ずる。

#### (オ) 緊急物資の運送等

- ・県内発生早期の記載を参照する。

#### (カ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、町行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

#### (キ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### (ク) 犯罪の予防・取締り

- ・県内発生早期の記載を参照する。

#### (ケ) 埋葬・火葬の特例等

- ・県からの要請に応じ、県、国と連携し、池田町松川村葬祭センター施設組合長に可能な限り

火葬炉を稼働させるよう依頼する。

- ・ 県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当町以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の手続の特例を定めた場合には、それに基づき対応する。
- ・ 県等からの要請に応じ、県が実施する遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等の取組等に適宜、協力する。

### (コ) その他

- ・ 以下の県が行う対応等については、**県計画「第3の5(8)」を参照**

○指定地方公共機関等事業者の対応等   ○ガスの安定供給

○権利利益の保全   ○物資の売渡しの要請等   ○緊急事態における融資等

## 6. 小康期

### (1) 概要

#### ア. 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

#### イ. 目的

- ・ 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

#### ウ. 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるために、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性や、それに備える必要性について町民に情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (2) 実施体制

#### ア. 基本的対処方針の変更

- ・ 県では、国が決定した基本的対処方針及び県新型インフルエンザ等対策委員会等の意見を踏まえ、必要に応じて、対策本部会議又は対策本部幹事会議を開催し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

#### イ. 緊急事態解除宣言

- ・ 国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

<参考>

「緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。

- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合。

#### ウ. 対策の評価・見直し

- ・各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、町計画等の必要な見直し等を行う。

#### エ. 対策本部の廃止

- ・緊急事態解除宣言が出された後、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに対策本部を廃止する。

### (3) サーベイランス・情報収集

#### ア. 情報収集

- ・国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

#### イ. サーベイランス

- ・県では、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続するとともに再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

### (4) 情報提供・共有

#### ア. 情報提供

- ・県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し広報担当班から適宜必要な情報を提供する。
- ・町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

#### イ. 情報共有

- ・県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

#### ウ. 相談窓口の体制の縮小

- ・県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

### (5) 予防・まん延防止

- ・県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

### (6) 予防接種

#### ア. 緊急事態宣言がされていない場合

- ・第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### イ. 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・特措法第46条に基づく住民接種を進める。

### (7) 医療

- ・県等と連携して、以下の県対策に係る情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### 医療に関する県の対策

## **ア. 医療体制**

- ・ 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

## **イ. 抗インフルエンザウイルス薬**

- ・ 県は、国が示す適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。
- ・ 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

## **ウ. 緊急事態宣言がされている場合の措置**

- ・ 県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

# **(8) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

## **ア. 町民・事業者への呼びかけ**

- ・ 国内発生早期の対応に準ずる。

## **イ. 緊急事態宣言がされている場合の措置**

### **(ア) 業務の再開**

- ・ 県等と連携して、次の県の対策に係る情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
  - a 国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
  - b 国と連携し、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

### **(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資**

- ・ 県内感染期の記載を参照する。

### **(ウ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**

- ・ 町及び指定地方公共機関は、県、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

- インフルエンザウイルス  
インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というものは、これらの亜型を指している。)
- 家さん  
鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。  
なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
- 感染症指定医療機関  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。  
\*特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。  
\*第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。  
\*第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。  
\*結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。
- 感染症病床  
病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。  
感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。
- 帰国者・接触者外来  
新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者との接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する診療を行う外来。
- 帰国者・接触者相談センター  
発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
- 基本的対処方針  
新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策について定める基本的な方針。県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施する。
- 抗インフルエンザウイルス薬  
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

- 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）  
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
- サーベイランス  
見張り、監視制度という意味。  
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
- 指定届出機関  
感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。
- 死亡率（Mortality Rate）  
ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等になり患って死亡した者の数。
- 人工呼吸器  
呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。
- 新型インフルエンザ  
新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザのこと。  
毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
- 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009  
2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。
- 新感染症  
人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- 積極的疫学調査  
患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。
- 致命率（Case Fatality Rate）  
流行期間中に新型インフルエンザになり患った者のうち、死亡した者の割合。
- トリアージ  
災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者で、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

平成21年4月策定  
平成27年3月修正  
令和2年8月修正

長野県池田町総務課危機管理対策室